

令和 2 年度沖縄伝統芸能情報発信促進業務委託
企画提案公募要領

1 委託業務名

令和 2 年度沖縄伝統芸能情報発信促進業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 15 日まで（予定）

3 目的

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「甲」という）においては、県民の伝統芸能の鑑賞機会の増加と若手実演家育成等を目的として、沖縄伝統芸能公演支援事業において公演団体に補助金を交付することにより伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）を実施してきた（令和 2 年度の採択団体は 28 団体）。しかし、令和 2 年度においては、感染症拡大の影響により従来の方法による公演の実施が困難となっている。また、これまでのチケットの主な販売方法は出演者による手売りであり、出演者が稽古の傍ら広報も担っていることが多いことから、来場者は「50 代以上の女性」「関係者」が多く、また、伝統芸能の継承者の減少などの課題もある。

こうした状況を踏まえ、県内伝統芸能公演団体を対象として販売・広報手段のアップデートを図るとともに、感染症影響下においても活動が継続できるようオンライン動画配信等の支援を行う。併せて、これまで来場しなかった層をメインターゲットとして、伝統芸能公演鑑賞のきっかけを与えるための動画を制作・発信することで、各公演における多様な県民の新規来場者や伝統芸能に関心を持つ若者の増加を図るとともに、公演団体において動画を制作・発信する際の参考となる事例を創出する。

上記の目的を達成する為に適切な企画提案を募集し、「プロポーザル方式（プレゼンテーション審査）」により、総合的な評価に基づき、受託業者を選定する。

※かりゆし芸能公演は、県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成や、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、琉球舞踊、組踊、三線等音楽、沖縄芝居等を幅広く実施。

※かりゆし芸能公演ホームページ <https://www.okicul-pr.jp/kariyushi/>

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）県内に本店または支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合は代表法

人が県内に本店または支店を有していること。

(3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(5) 労働関係法令を遵守していること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者

(6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格（1）から（5）の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(7) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募方法等

(1) 本要領等の沖縄県文化振興会ホームページへの掲載期間

令和 2 年 10 月 19 日(月)から令和 2 年 11 月 9 日(月)まで

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式 1]を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 質問書の提出先 沖縄県文化振興会文化芸術推進課 担当：大森、高良、玉城

電子メールアドレス kariyushi@okicul-pr.jp

イ 質問書の提出期限 令和 2 年 10 月 26 日(月) 12 時(厳守)

(3) 質問に対する回答は、質問及び回答一覧を沖縄県文化振興会ホームページに掲載する。

掲載日時 令和 2 年 10 月 30 日(金) 15 時以降

(4) 企画提案書の提出

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に收受された企画提案書を受理したものとみなすこととする。

ア 企画提案書の提出先 沖縄県文化振興会文化芸術推進課 担当：大森、高良、玉城

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

(公財) 沖縄県文化振興会

電話：098-987-0926 FAX：098-987-0928

イ 企画提案書の提出期限 令和2年11月9日(月) 正午(厳守)

7 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画提案応募申請書[様式2] 1部
- (2) 企画提案書(様式任意、A4版(両面印刷可)) 5部
- (3) 会社概要表[様式3] 5部
- (4) 積算書[様式4](各積算費目の内訳と単価を記載) 5部
- (5) 業務計画[様式5] 5部
- (6) 実績書[様式6] 5部

8 企画提案書の審査

(1) 第一次審査(書面審査)

企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行ったうえで、上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を委託業者として選定する。

なお、結果は、選定の内容を問わず電子メール及び書面にて通知する。

※ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は4名以内とする。

イ 企画提案の説明者は、1人とする。また、業務委託契約を締結した場合、当該説明者は本業務の担当者とする。こと。(原則として、企画提案の説明者と業務委託契約後における本業務の担当者を違えることを認めない。)

なお、共同企業体が応募者の場合、当該説明者以外の者が、部分的かつ補助的に説明を行うことを可とする。

ウ 第二次審査においては、提出した企画提案書について説明することとし、資料の追加

は認めない。(説明用パソコンや映写用プロジェクターは、選定委員会事務局が準備するので、企画提案者による機器の持ち込みは原則不可。持ち込みを行う必要がある場合は、事前に文化振興会担当者と調整すること。)

9 公募スケジュール (予定)

- (1) 公募開始 10月19日(月)
- (2) 質問締切 (随時回答) 10月30日(金) 12時(厳守)
- (3) 質問回答 (質問一覧及び最終回答) 10月30日(金) 15時以降
- (4) 公募締切 11月9日(月) 正午(厳守)
- (5) 第一次審査 (書類審査) 11月10日(火)
- (6) 第一次審査結果通知 11月11日(水)
- (7) 第二次審査 (プレゼンテーション審査) 11月16日(月)
- (8) 第二次審査結果通知 (委託予定業者通知) 11月17日(火)
- (9) 契約締結 11月中旬

10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出により使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書の作成に要する経費、第二次審査 (プレゼンテーション審査) に参加する経費等については、企画提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(6) 委託業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、沖縄県文化振興会と委託業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(7) 次の点に留意し委託業者として実行可能と判断した場合に応募すること。

ア 支払の事実が確認できるよう銀行振込で取引をすること。なお、振込手数料は請求対象外とする。

イ 現金や手形での支払をしないこと。

ウ 人件費は、単価が実費ベースであること、タイムカードや出勤簿と労務日誌と整合性がとれ、給与台帳等で確認できようにする事。

エ 一般管理費は、10 %以内とする。

オ 消耗品は、受払簿で管理すること。

カ 再委託する場合は、再委託先の各種帳票類を確認し、成果の有無、契約の必要性、適正性、期間の適切性等について確認をすること。

11 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

(公財) 沖縄県文化振興会 担当：大森、高良、玉城

電話：098-987-0926 FAX：098-987-0928

電子メールアドレス kariyushi@okicul-pr.jp